

第23期第8回農業委員会総会

◇日時

平成30年2月14日（水）午後2時00分

◇場所

昭島市役所301会議室

◇出席委員

1番 鈴木勇作 2番 谷部英治 3番 杉崎源三郎 4番 野島喜博
5番 小町江津子 6番 宮崎邦康 7番 細井洋治 8番 鈴木 実
9番 川島弘治 10番 木野秀俊 11番 篠 吉和 12番 木野篤志
13番 紅林隆男

◇欠席委員

◇議事録署名委員

4番 野島喜博 5番 小町江津子

◇事務局

青木事務局長 増田農政係長 書記 飯島

◇会議に付した事項

議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について
報告第1号 農地法第4条の規定による届出について（専決）
報告第2号 農地法第5条の規定による届出について（専決）

議 長

今日、明日、明後日あたりは、春めいた天気で気温も上がり過ごしやすい天気となる予定です。忙しくなる時期かとは思いますが健康に気を付けて頑張ってください。

それでは只今から、第8回農業委員会総会を開催致します。

それでは、本日の議事録署名委員の指名を致します。本日の議事録署名委員は4番 野島委員 5番 小町委員 を指名します。

議 長

これより本日の議事に入ります。
本日の総会議案は、

議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について （3件）
報告第1号 農地法第4条の規定による届出について （1件）
報告第2号 農地法第5条の規定による届出について （2件）

議 長

それでは、議案第1号 番号1 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について上程いたします。事務局より提案説明願います。

事務局長

はい、事務局。議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について上記の議案を次の通り提出する。平成30年2月14日 提出者昭島市農業委員会会長 鈴木勇作 番号1-1 所在 ■■■■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積707㎡ 番号1-2 所在 ■■■■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積1,226㎡ 番号1-3 所在 ■■■■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積456㎡ 同じく地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積386㎡ 同じく地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積1,315㎡ 面積合計4,090㎡ 申請人は、■■■■ ■■■ ■■■ 引き続き農業経営を行っている期間につきましては、平成27年2月1日か

ら平成30年1月31日までとなっております。備考につきましては、平成11年12月14日付相続税納税猶予適格者証明を発行しております。以上宜しくご審議のほど、賜りますようお願い致します。

議 長

続きまして、当該農地の耕作状況について説明願います。
地区委員の3番 杉崎委員説明願います。

3番委員

はい、説明致します。

番号1-1 申請者名及び土地の所在は、事務局から説明があったとおりです。主な耕作者は、申請者です。調査年月日は、平成30年2月7日 立会い者は、申請人、会長、A班です。過去3年間の労働日数は各年間280日。土地の案内につきましては、■■■■■の■■■■■方面の■■■■■の西側の道路を北へ160m進み右折し40m進み左折した北側の農地です。農地の状況ですが、西側は、土地の改良肥としてエン麦が8作栽培されています。中央は、ほうれん草、白菜がトンネルで栽培されています。東側は、土地の改良肥としてエン麦が7作栽培とにんにくがされています。申請人 同居の親族も耕作しています。農地として認められない部分は、ありません。年間の作付け状況は、春と夏は、トマト、スイカ、白菜。秋と冬は、エン麦、ほうれん草、白菜です。出荷状況は、■■■■■、■■■■■です。納税猶予制度の説明は、書面で致しました。指摘事項は、特にありません。番号1-2 申請者名及び土地の所在は、事務局から説明があったとおりです。主な耕作者は、申請者です。調査年月日は、平成30年2月7日 立会い者は、申請人、会長、A班です。過去3年間の労働日数は各年間280日。土地の案内につきましては、■■■■■交差点を■■■■■方面に160m進み左斜めに■■■■■へ入り100m進み左折し北へ60m進んだ左側の農地です。農地の状況ですが、南にそら豆が5作栽培されています。中央は、緑肥にエン麦が5作栽培されています。北側は、ネギ1作、エン麦5作が栽培されています。申請人 同居の親族も耕作しています。農地として認められない部分は、ありません。年間の作付け状況は、春は、キャベツ、ネギ、ブロッコリー、大根、ニンジン。夏は、トウモロコシ、トマト。秋は、そら豆、ネギ、キャベツ、大根。冬は、そら豆、ネギ、大根、白菜です。出荷状況は、■■■■■、■■■■■です。納税猶予制度の説明は、書面で致しました。指摘事項は、特にありません。番号1-3 申請者名及び土地の所在は、事務局から説明があったとおりです。主な耕作者は、申請者です。調査年月日は、平成30年2月7日 立会い者は、申請人、会長、A班です。過去3年間の労働日数は各年間280日。土地の案内につきましては、■■■■■交差点を■■■■■方面に240m進み北向きの幅1.8mの道路を左折し60m進んだ東側の農地です。農地の状況ですが、地番■■■■■には、緑肥用のエン麦とトンネルではノラボウが作付けされています。地番■■■■■は、冬なので耕耘が良くされていました。地番■■■■■は、小松菜、からし菜、玉葱などが作付けされています。申請人 同居の親族も耕作しています。農地として認められない部分は、ありません。年間の作付け状況は、春は、ほうれん草、カブ、レタス、ジャガイモ。夏は、ネギ、キュウリ、茄子、トマト。秋は、玉葱、ナベネギ、カボチャ、ブロッコリー、キャベツ。冬は、ノラボウ、緑肥用のからし菜です。出荷状況は、■■■■■、■■■■■です。納税猶予制度の説明は、書面で致しました。指摘事項は、特にありません。

以上です。

議 長

以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。
質問等ありますか。

委員一同

ありません。

議 長 質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ご異議ないものと認め、本件については、申請人に引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付します。

議 長 次に、議案第1号 番号2 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について上程いたします。事務局より提案説明願います。

事務局長 はい、事務局。議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について上記の議案を次の通り提出する。平成30年2月14日 提出者昭島市農業委員会会長 鈴木勇作 番号2-1 所在 ■■■■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積885㎡ 同じく地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積470㎡ 番号2-2 所在 ■■■■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積690㎡ 面積合計2,371㎡ 申請人は、■■■■■ ■■■■■ 引き続き農業経営を行っている期間につきましては、平成27年2月1日から平成30年1月31日までとなっております。備考につきましては、平成5年11月17日付相続税納税猶予適格者証明を発行しております。以上宜しくご審議のほど、賜りますようお願い致します。

議 長 続きまして、当該農地の耕作状況について説明願います。地区委員の10番 木野秀俊委員説明願います。

10番委員 はい、説明致します。
番号2-1 申請者名及び土地の所在は、事務局から説明があったとおりです。主な耕作者は、申請者本人です。調査年月日は、平成30年2月7日 立会いは、申請人、会長、A班です。過去3年間の労働日数は各年間250日。土地の案内につきましては、■■■■■信号より■■■■■を東へ500m進み左折して北へ50m進みY字路を右へ50m進んだ右側の農地です。農地の状況ですが、地番■■■■には、みかん8本、プルーン6本、レモン35本、桃2本があり、地番■■■■には、レモン24本、キンカン9本の植樹があります。申請人 同居の親族も耕作しています。農地として認められない部分は、ありません。年間の作付け状況は、一年を通して、みかん、レモン、キンカン、桃、プルーンの肥培管理及び収穫です。主な出荷先は、■■■■■です。相続税納税猶予についての説明は、しました。指摘事項は、有りません。番号2-2 申請者名及び土地の所在は、事務局から説明があったとおりです。主な耕作者は、申請者本人です。調査年月日は、平成30年2月7日 立会いは、申請人、会長、A班です。過去3年間の労働日数は各年間250日。土地の案内につきましては、■■■■■より市道を南西に300m進み■■■■■交差点より手前の市道を左折して約40m進んだ左側の農地です。農地の状況ですが、大きな梅3本、柿1本、キウイ6本、ミカン5本が植樹され、畑には、ネギ、ほうれん草、サニーレタスが作付けされています。ビニールハウス1棟と資材置場があります。申請人 同居の親族も耕作しています。農地として認められない部分は、ありません。年間の作付け状況は、春は、レタス、パクチー。夏は、モロヘイヤ、ツルムラサキ。秋は、大根、ほうれん草。冬は、ノラポウです。主な出荷先は、■■■■■です。相続税納税猶予についての説明は、しました。指摘事項は、有りません。以上です。

議 長 以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。質問等ありますか。

委員一同 ありません。

議 長 質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ご異議ないものと認め、本件については、申請人に引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付します。

議 長 それでは、議案第1号 番号3 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について上程いたします。事務局より提案説明願います。

事務局長 はい、事務局。議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について上記の議案を次の通り提出する。平成30年2月14日 提出者昭島市農業委員会会長 鈴木勇作 番号3-1 所在 ■■■■■■ 地番■■■ 登記簿田 現況田 面積1,130㎡ 同じく地番■■■ 登記簿田 現況田 面積535㎡ 番号3-2 所在 ■■■■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積595㎡ 番号3-3 所在 ■■■■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積1,785㎡ 面積合計4,045㎡ 申請人は、■■■■ ■■■■ 引き続き農業経営を行っている期間につきましては、平成27年2月1日から平成30年1月31日までとなっております。備考につきましては、平成6年1月14日付相続税納税猶予適格者証明を発行しております。以上宜しくご審議のほど、賜りますようお願い致します。

議 長 続きまして、当該農地の耕作状況について説明願います。地区委員の8番 鈴木実委員説明願います。

8番委員 はい、説明致します。
番号3-1 申請者名及び土地の所在は、事務局から説明があったとおりです。主な耕作者は、申請者本人です。調査年月日は、平成30年2月7日 立会いは、申請人、会長、A班です。過去3年間の労働日数は各年間200日。土地の案内につきましては、■■■■■の■■■■■交差点を■■■■■方面へ50m進み■■■■■手前を右折し15m進み個人宅の間を右折し30m進んだ突き当りの農地です。農地の状況ですが、田んぼです。粳米が3/4、もち米1/4を生産しています。肥培管理は、良好です。申請人 同居の親族は耕作していません。農地として認められない部分は、ありません。年間の作付け状況は、一年を通して、米の生産です。主な出荷先は、■■■■■、■■■■■です。相続税納税猶予についての説明は、しました。指摘事項は、有りません。番号3-2 申請者名及び土地の所在は、事務局から説明があったとおりです。主な耕作者は、申請者本人です。調査年月日は、平成30年2月7日 立会いは、申請人、会長、A班です。過去3年間の労働日数は各年間200日。土地の案内につきましては、■■■■■の■■■■■交差点を■■■■■方面へ約40m進み■■■■■の手前を右折し50m進み右折し個人宅の間を30m進んだ右側の農地です。農地の状況ですが、梅の木5本が植樹され残りの部分は良く耕耘されています。申請人 同居の親族は耕作していません。農地として認められない部分は、ありません。年間の作付け状況は、春と夏は、ささげ、ごま、うめ。秋と冬は、玉葱です。主な出荷先は、■■■■■、■■■■■です。相続税納税猶予についての説明は、しました。指摘事項は、有りません。番号3-3 申請者名及び土地の所在は、事務局から説明があったとおりです。主な耕作者は、申請者本人です。調査年月日は、平成30年2月7日 立会いは、申請人、会長、A班です。過去3年間の労働日数は各年間200日。土地

の案内につきましては、■■■■■の■■■■■交差点を北へ450m進み■■■■■
■手前を左折し80m進み左折し30m進み右折し40m進んだ突き当りの農地です。
農地の状況ですが、栗の木が22本植栽されています。農業用の物置が2棟ありま
す。肥培管理は、良好です。申請人 同居の親族は耕作していません。農地とし
て認められない部分は、ありません。年間の作付け状況は、一年を通して栗の生
産です。主な出荷先は、■■■■■です。相続税納税猶予についての説明は、し
ました。指摘事項は、有りません。
以上です。

議 長 以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。
質問等ありますか。

委員一同 ありません。

議 長 質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ござ
いせんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ご異議ないものと認め、本件については、申請人に引き続き農業経営を行ってい
る旨の証明書を交付します。

議 長 次に、報告第1号 番号1 農地法第4条の規定による届出について、事務局よ
り専決した内容の説明を願います。

事務局長 はい、事務局 報告第1号 農地法第4条の規定による届出について（専決）
番号1 所在 ■■■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況宅地 面積254㎡ 届
出人は、■■■■ ■■■■ 転用目的は、共同住宅。
以上、宜しくお願い致します。

議 長 続きまして、当該農地の利用状況について説明願います。
地区委員の9番 川島委員説明願います。

9番委員 はい、説明致します。申請者名、土地の所在は、先ほど、事務局長から説明のあ
ったとおりです。平成30年2月8日に調査を行いました。土地の案内につきまし
ては、■■■■■を■■■■■方面へ進み■■■■■バス停の一方通行を左折し
道なりに約280m進んだ左側の土地です。農地の状況は、共同住宅の建設途中で
す。周囲の状況は、東は、住宅。南側は、住宅。西側は、住宅。北側は、道路で
す。転用事業の関連する特記事項はありません。以上です。

議 長 以上、説明が終わりました。農地法第4条の届出による専決処分については、報
告どおり了承願います。

議 長 次に、報告第2号 番号1 農地法第5条の規定による届出について事務局より
専決した内容の説明を願います。

事務局長 はい、事務局、報告第2号 農地法第5条の規定による届出について（専決）
番号1 所在 ■■■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積149㎡ 同じ
く地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積23㎡ 同じく地番■■■ 登記簿畑 現
況畑 面積16㎡ 同じく地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積2.34㎡ 面積合計
190.34㎡ 譲受人は、■■■■ ■■■■ 譲渡人は、■■■■ ■■■■ で

す。転用目的は、所有権移転で駐車場でございます。以上、宜しくお願いします。

議 長 続きまして、当該農地の利用状況について説明願います。
4番 野島委員説明願います。

4番委員 はい。説明致します。申請者名、土地の所在は、事務局から説明のあったとおりでございます。調査年月日は、平成30年2月8日 土地の案内と致しましては、■■■■■交差点を■■■■■方面へ約782m進んだ交差点を右折し60m進み右折して27m進んだ右側の土地です。農地の状況ですが、北側の地番■■■と■■■には、ネギ2作、菜っ葉2畝作付けされています。東側の■■■と■■■につきましては、奥の農地への進入路の一部として使用されています。周囲の状況ですが、東は、奥の農地への進入路。南は、住宅。西は、住宅。北は、住宅です。特記事項は特にありません。以上です。

議 長 以上、説明が終わりました。農地法第5条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議 長 次に、報告第2号 番号2 農地法第5条の規定による届出について事務局より専決した内容の説明を願います。

事務局長 はい、事務局、報告第2号 農地法第5条の規定による届出について（専決）番号2 所在 ■■■■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況宅地 面積236㎡ 譲受人は、■■■■ ■■■■ ■■■■ 譲渡人は、■■■■ ■■■■ です。転用目的は、所有権移転で戸建分譲でございます。以上、宜しくお願いします。

議 長 続きまして、当該農地の利用状況について説明願います。
4番 野島委員説明願います。

4番委員 はい。説明致します。申請者名、土地の所在は、事務局から説明のあったとおりでございます。調査年月日は、平成30年2月8日 土地の案内と致しましては、■■■■■交差点を■■■■■方面へ400m進み交差点を右折し南へ約55m進んだ右側の土地です。農地の状況ですが、更地になっています。周囲の状況ですが、東は、道路。南は、住宅。西は、住宅。北は、住宅です。特記事項は特にありません。以上です。

議 長 以上、説明が終わりました。農地法第5条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議 長 これをもちまして、農業委員会総会を閉会します。

議事録署名者		印
議長		
委員		
委員		